

お知らせ information

お知らせ

特別児童扶養手当・児童扶養手当受給者の皆さんへ
現況届お忘れなく！

特別児童扶養手当ならば
に児童扶養手当の受給者
は、毎年1回現況届の提出
が義務付けられています。
これは受給者の所得状況
や児童の養育状態等が受給
資格を満たしているかを確
認するためのものです。
現況届の提出がない場合、
8月分以降の手当が支給さ
れませんので8月31日(月)ま
でに必ず提出してください。
◆受付日：8月19日(水)
◆受付時間：午前9時から
午後7時まで

◆受付場所：役場第2会議
室(役場庁舎1階)

◆その他：手当の受給者には個別に通知していただきますので、必要書類を確認の上、提出してください。

※上記受付日に提出できない場合は、8月31日(月)までに役場健康福祉課まで必ず提出してください。

健康福祉課
72-6934

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」週間

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、身体的・心理的虐待や差別、いやがらせなど、高齢者・障害者の抱える様々な人権問題の解決を図るため、電話相談を行います。
相談は、人権擁護委員及び法務局職員が応じ、秘密は固く守られます。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。
◆実施期間：9月7日(月)から9月13日(日)まで

◆実施時間：平日午前8時30分から午後7時まで
土日午前10時から午後5時まで

◆相談先：福島地方法務局
郡山支局
0570-003-110

消費生活無料法律相談会

県では多重債務問題や契約トラブルなど、さまざまな消費生活相談に対応するため、法律の専門家による相談を予定しています。

◆相談日：9月8日(火)
(次回11月10日(火))

◆会場：郡山市労働福祉会館(郡山市虎丸町7-7)

◆相談時間：午後1時15分から午後4時45分まで
(一人あたり30分)

相談には事前の予約が必要で、会場で行うほか電話でも相談することができます。

事前予約および詳細については、問い合わせください。

問 福島県中地方振興局
環境部県民生活課
024-935-1295

平成27年国勢調査

平成27年10月1日を基準日に、国勢調査が行われます。国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき実施する国の最も重要な統計調査です。調査員が9月上旬から皆さんのお宅を訪問し、調査書類をお配りしますので、ご協力をお願いします。

問 企画政策課
72-6939

金融犯罪被害防止等のための出前講座開催

福島財務事務所では、「なりすまし詐欺」などの金融犯罪被害に遭わないための出前講座を行っています。講演料は無料ですので、お気軽に問い合わせください。

問 福島財務事務所理財課
024-535-0303

家を建てたり、取り壊したりしたとき

家を建てたり、取り壊したときは、届け出をしてください。

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)といいますが、(固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。

家屋の新築・増築などについては、登記情報などにより確認をしますが、登記されない物置などの小規模な家屋についても、調査が必要になりますので、家を建てたときは、電話などでご連絡をお願いします。

また家屋を取り壊した場合、「家屋取壊届出書」の提出が必要となり、届出書に基づき、現地確認を行います。家屋を取り壊したときは、早めに届け出をしてください。

問 税務課
72-6932

